

抽出した候補地に対する評価方法について（案）

1 評価の目的

鳥取県西部広域行政管理組合が設置した一般廃棄物処理施設用地選定委員会における評価基準案も参考にしながら、抽出した候補地について、今後定める評価基準により評価し順位付けを行った上で、順位の高いものを厳選して市長に報告するもの。

2 評価基準の概要

評価基準	区分	評価項目	確認項目	評価項目	重要度
①生活環境	周辺土地利用	60,000m ² 程度の有効面積	○		
		新たな価値の創出の構想可能性が高まる敷地面積の余裕		○	○
		施設から 300m以内に学校・病院・住宅群がないこと（施設の敷地境界から）	○		
		市街化区域、（工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く）、公園・緑地、保安林地域、自然公園、鳥獣特別保護区、指定文化財等でないこと	○		
		学校までの距離		○	○
		病院までの距離		○	○
		住宅までの距離		○	
	文化財	埋蔵文化財の有無		○	
		事前調査必要性の有無		○	
	景観	景観保全機能（変化のインパクト）		○	
②自然環境	下流側河川	内水面共同漁業権の有無		○	
		農業用水の利用		○	
	水道水源	上水道水源（地下水）との距離		○	○
③防災性	法規制地域等	土砂災害警戒区域等		○	○
		洪水浸水想定区域		○	○
		津波災害警戒区域		○	○
	造成による災害危険性	造成による災害危険性		○	
	既存断層	既存の断層の直上でない	○		
既存断層までの距離			○		

④事業実効性	土地利用規制	農業地域			○		
		森林地域			○		
⑤経済性	幹線道路	系統数			○	○	
		車線数			○	○	
		施設からの距離			○		
	運搬効率	人口重心（西部圏域）までの距離			○	○	
	インフラ	水道	200m ² /日の確保		○		
			水道水源に近接する地域及び直上流域でないこと（最終処分場に限る）		○		
		下水道			○	○	
用地確保	用地種別（公有地、民地）			○			

※「確認項目」は、候補地が必須条件を満たしていることを確認する項目である。

※「評価項目」は、候補地を評価し順位付けをするための項目である。そのうち配点を特に多くするものには、「重要度」に○を付けている。